

F-80

太政官第五十號御布告
長野縣甲第八號御布達

古物商取締條例并細則

發兌

長野町六百三十番地

長野活版社

CZ
1351
55-03

特49

古物商取締條例並細則端言

此册子には客歲十二月太政官より布告になりし古物商取締
 條例に本年一月長野縣より布達になりし同細則を合せ
 編輯し本年訓いたるものにして其細則は即ち條例第二十
 五條の旨に基づき縣廳に於て相定められたるなれば古
 物商人は勿論一般人民は常に此册子を熟讀して以て此例
 則を心得置くべきべからず夫れ條例第六條に三年の禁錮
 三百圓の罰金等あり同第十九條に營業を禁止又ハ停止等
 あり共に輕からざる事なり今人々が其例則を心得置かざ
 るより誤つて是等の刑に陥いらんことを憂ひ爲めに斯刊
 行をなせり

第五拾號

古物商取締條例別冊ノ通制定シ明治十七年
二月一日ヨリ施行ス
右奉 勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

太政大臣三條實美
内務卿山縣有朋

古物商取締條例

第一條 古物商とは古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、漬金銀を賣買する營業者を云ふ

袋物屋、小間物屋、屋籠、甲屋、時計屋、飾屋、箔打屋、煙管屋にして其營業に屬する古物を賣買交換する者及び刀劍商は此條例に準據すべし

第二條 古物商は管轄廳、東京府、の免許を受くべし

第三條 古物商物品を賣買し又ハ交換したるときハ警察官に於て其物品及び賣主讓主を調査するに差支なき様簿冊に記載し且買主讓受主を詳にすることを得たるときは之を記載せしめ

第四條 身元詳あらざる者より物品を買取り又は交換す

ることを得ず但身元詳なる者其証人たるとき亦ハ警察官若くは巡查の認可を受けたるときは此限にあらざ

第五條 十五年未滿の者白痴風癲者及ハ雇人雇主ノ家より物品を買取り又は交換することを得ず但父母後見人

雇主又は身元詳なる者其証人たるときは此限にあらざ官廳、町村、學校、病院、社寺、會社の印章記號ある物品は其賣却し得へきことを證明する證人貳名以上あるに非ざれば之を買取り又ハ交換することを得ず

前二項に違背したる者の警察官の命により無代價にて物品を取戻さるゝことあるべし

第六條 古物商の營業者たると否とを問はず盜罪詐欺取財の罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受

けたる者より物品を買取り又ハ交換し及ヒ寄藏するど
 さい警察官の許可を受くへし違ふ者は一月以上三年以
 下の重罪鋼又は三拾圓以上三百圓以下の罰金に處す
 第七條 古物商は自宅又は許可を受けたる市場及ヒ賣主
 讓主の居宅の外に於て物品を買取り又は交換すること
 を得す

第八條 刀劍又は之を仕込みたる器具は身元詳ならず
 者及ヒ盜罪賭博の處斷を受けたる者に賣渡讓渡し又は
 露店及ヒ路傍に於て賣渡讓渡すことを得す

第九條 古物商物品を他府縣に運送せんとするときは又は
 他府縣より受取りたるときは其物品の目錄を所轄警察
 署に届出づへし

警察官は時宜に依り荷作を解き物品を檢査し之を差押
 ふることあるへし但費用は届人之を擔當すへし

第十條 贓物の品觸あるときは到達したる年月日時を共
 品觸寫書に附記すへし

第十一條 品觸到達以後一年内に類似の物品を買取り又
 は交換し及ヒ寄藏したるとき若くは其以前に之を得た
 るま、所持したるときは直に所轄警察署に届出づへし
 若し届出でずして其理由を辨解すること能はざる者は

第六條の刑に同じ
 第十二條 物品の賣買交換を記載したる簿冊及ヒ品觸寫
 書は十年間保存すへし若し失したるときは直ちに所
 轄警察署に届出づへし

第十三條 警察官は何時たりとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査を爲し時宜に依り其物品を差押へ又は時々簿冊を差出さしめ之を検査することあるへし古物商は之を拒むことを得ず

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又は詐偽の届出を爲したる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる古物商は管轄廳府東京廳警視に於て三月以上三年以下の特別取締に付することを得

第十六條 特別取締に付せられたる者の尙左の項目に

從ふへ

一 物品を買取り又ハ交換したるとき其賣主讓主の住所氏名年齢及ヒ物品の形状徽章番號を云ふ模様價

二 額年月日時を簿冊に記載すへ
日出前日没後の物品を買取り又ハ交換し及び寄藏

三 することを得ず
營業者にあらざる者より物品を買取り又ハ交換し

四 たるとき其物品を原狀の儘五日間保存すへ
物品を賣渡し又は交換したるとき其物品の形状價額年月日時を簿冊に記載し且買主讓受主の住所氏名年齢を知り得たるとき之を記載すへし

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署に差出

其檢査を受くへし
六 住所を移轉し又は旅行し又他人を宿泊同居せしめんとするときは所轄警察署の認可を受くへし

第十七條 前條に違背したる者は三圓以上三百圓以下の罰金に處す

第十八條 特別取締に付せられたる者第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金に處せられたるときは直に之を納完せしむ若し納完せざる者は留置せらるゝことあるへし

第十九條 古物商一年内に此條例を再犯したるときは行政の處分を以て其營業を禁止し又は停止することを得

第二十條 此條例を犯したる者に刑法の數罪俱發の例

第二十條 此條例を犯したる者に刑法の數罪俱發の例

を用ひす

第廿一條 此條例を犯して買取り又交換したる物品

物に係るものは營業者に依ると否とを問はず警察署に於て之を追徴して被害者に還付すへし若し被害者知らざるときは之を領置し一年の後官没す

第廿二條 商業上に付ては家屬又は雇人の所爲と雖も營業者其責に任ずへし

第廿三條 此條例を施行するの方法細則は警視總監府知事東京府縣令に於て便宜取設け内務卿に届出づべし

事ヲ東京府縣令に於て便宜取設け内務卿に届出づべし

甲第八號
古物商取締條例細則別紙之通相定候條此旨
布達候事

明治十七年一月廿九日

長野縣令大野 誠

古物商取締條例細則

第一條 古物商を営むんとする者は取締連署戸長の奥書を受け所轄警察署又は分署へ願出免許鑑札を受くべし

第二條 古物商は左の項に依り各警察署又は分署所轄毎に組合を設け正副取締を置くものとす

但營業者一組二百名以上に渉り實際不便の場合に於ては所轄警察署又は分署の許可を得て適宜分轄するを得

- 一 古道具商 古本商 古書畫商 古着商 古銅鉄商
- 一 潰金銀商 刀劍商
- 一 袋物屋 小間物屋 籠甲屋 時計屋 飾屋 箔打屋 煙管屋

第三條 家屬又は雇人をして行商せしめんとする者は第一條の手續を以て願出各自に免許鑑札を受くべし

第四條 居商は店頭第一號雛形の看版を掲げ行商は鑑札を携帯すべし但籠を荷ひ又は携ふるものは其外面に第二號雛形の標札を附着すべし

第五條 廢業せんとする者は免許鑑札を添へ取締連署の上戸長役場を経由し所轄警察署又は分署へ届出べし死亡したるときは前項の手續に據り三日以内に届出べし

第六條 移住改姓名又は鑑札遺失毀損したる者は其事由を詳記し第一條の手續を以て三日以内に届出更に免許鑑札を受くべし

第七條 古物商ハ左の各種の帳簿を製し置くべし但品觸帳を除くの外新調の都度所轄警察署又は分署の檢印を受くべし

第一 物品買入明細帳

此帳簿には物品買入又は譲受けたるとき第一號書式に準し記載をべし

第二 物品賣渡明細帳

此帳簿には物品賣渡又は譲渡したるとき第二號書式に準し記載をべし

第三 物品預帳

此帳簿には物品を預りたるとき第三號書式に準し記載すべし

第四 品觸帳

此帳簿には品觸到達したる年月日時を記入し散逸せざる様順次綴り置くべし

第八條 正副取締は其組合營業者に於て投票又は適宜の方法を以て撰擧し所轄警察署又は分署の認可を受くべし

第九條 取締は滿二ヶ年毎に改撰するものとす但再撰するも妨げあし

第十條 特別取締に附せられたる者は滿二ヶ年を経過するも非ざれば取締たることを得ず

第十一條 取締は組合營業者の名簿貳通を作り壹通は其手許に備へ置き壹通は所轄警察署又は分署へ差出すべし

し

第十二條 名簿は本籍寄留ナレバ寄留地身分職業年齢等を詳記

し實印及び商業印ノ仕切判を押捺せしめ置くべし

第十三條 正副取締の手数料及び筆墨紙等の費用は組合

協議の上支辨すべし

但費用は豫め其金高を定め所轄警察署又は分署の認

可を受くべし

第十四條 取締は所轄警察署又は分署より諸達及び品觸

等を受けたるときは組合に回達の手續を爲すべし

各組合の者品觸書を受けたるときは品觸控帳に謄寫し

速に回達すべし

第十五條 凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

速に回達すべし

凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

速に回達すべし

凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

速に回達すべし

凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

速に回達すべし

凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

速に回達すべし

凡そ官私の物品を論ぜず苟も品觸に似寄りた

るものを賣却せんとする者あるときは其人の住所姓名

を聞糺し所轄警察本分署又は巡行の巡查へ密告すべし

第十六條 商品を他府縣に運送せんとするときは一日前

特別取締ニ付セラレタル者ハ三日前 又他府縣より受取りたるときは到着後一

日以内所に所轄警察署又は分署へ届出べし

第十七條 他府縣へ運送する荷物には差出人及び請取人

の住所氏名并其物品の類名を標記すべし

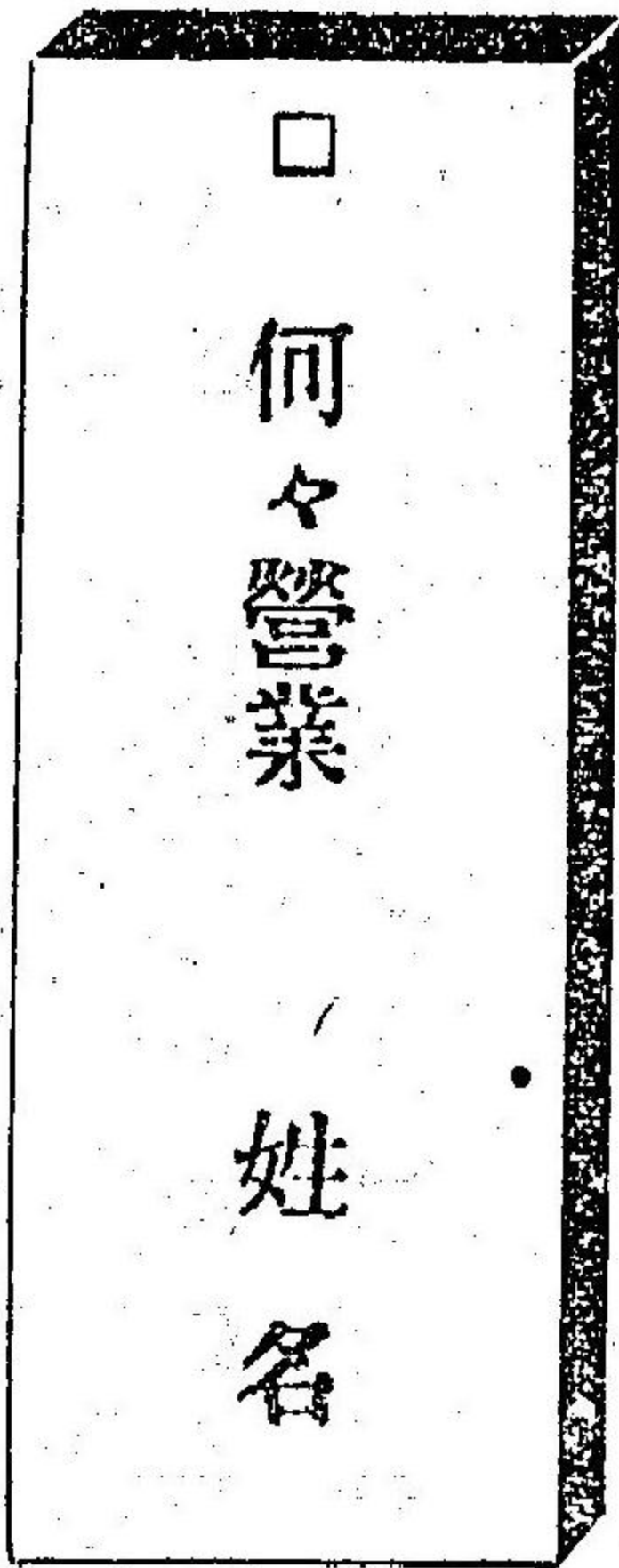
第十八條 古物商取締條例に明文あるを除くの外此規則

に違背したる者は刑法第四百二十七條第八項に據て處

分を受くべし

第一號看版雛形

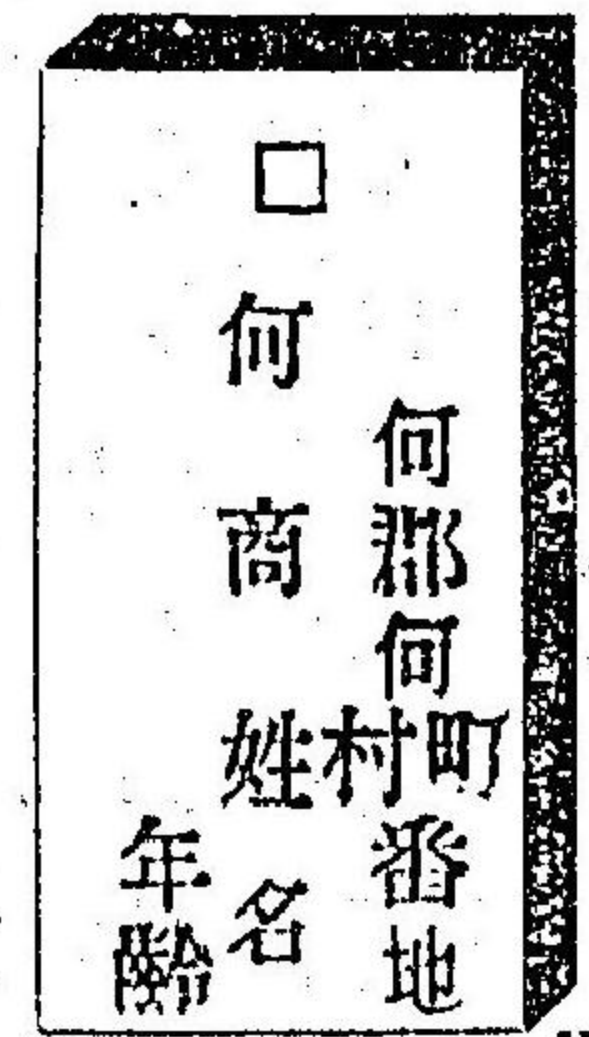
曲尺二尺八寸



曲尺八寸

第二號標札雛形

曲尺七寸



曲尺二寸五分

第一號 物品 買入 讓受 明細帳書式

何郡何村何番地

賣主(又ハ)讓主 氏 名

特別取締ニ付セラレタル期限内ハ年齢ヲ記入スヘシ

本人身元詳ナラサルキハ別ニ身元詳ナル証人ヲ立其住所氏名ヲ列記スヘシ

何年月日

特別取締ニ付セラレタル期限内ハ時刻ヲ記入スヘシ

價金何拾圓也

一何色何々

何枚

但 絞丸ノ中ニ何々何ヶ所裏何色袖口何

價金何百圓也

一銀金側片硝子懷中時計

何箇

但 器械何國製番號何万何千號附屬品何々

價金何拾圓也

一黑塗何寸重箱

全

但 朱塗蓋金箔ニテ何々ノ紋付又ハ金梨子地何々ノ蒔繪アリ

ノ幾品

第二號 物品讓渡明細帳書式

何郡何村何番地

買主(又ハ)讓受主 氏 名

(特別取締ニ付セラレタル期限内ハ) 年齢ヲモ記入スヘシ

何年月日 (特別取締ニ付セラレタル期限内ハ) 内ハ時刻ヲモ記入スヘシ

價金何拾圓也

何 枚

一 何色何々

一 價金何拾圓也

何 箇

一 黒塗何寸重箱

一 前同

一 何々

一 幾品

第三號 物品預リ帳書式

何郡何村何番地

預ケ主 氏 名

〔條例第六條ニ依リ警察官ノ許可ヲ受ケ物品ヲ預リタルキハ其旨ヲ記入スヘシ〕

何年月日

一 何色何々

但火盜難保護ノ爲メ預ル

一 黒塗何寸重箱

但何々ノ爲メ預ル

一 何々

一 何品

第四號 他府縣運取品届書式

記

一 古着荷物

何 箇

一古道具類荷物

何箇

但何府縣下何國何郡何村町氏名(ヨヘ送り荷)

右荷物何便ヲ以テ何月何日(差立候間)特別取締ニ付セ

府縣下ニ物品ヲ運送セントスル(此段御届仕候也)

何郡何村何番地

年月日

何商氏名印

何警察署(又ハ)何分署

御中

明治十七年二月七日御届
同年同月出版

(定價金拾錢)

編輯兼
出版人

長野縣平民

岡本孝平

長野縣上水内郡長野町
六百三十番地寄留

發兌

長野活版社

賣捌所

長野大門町

岩下伴五郎

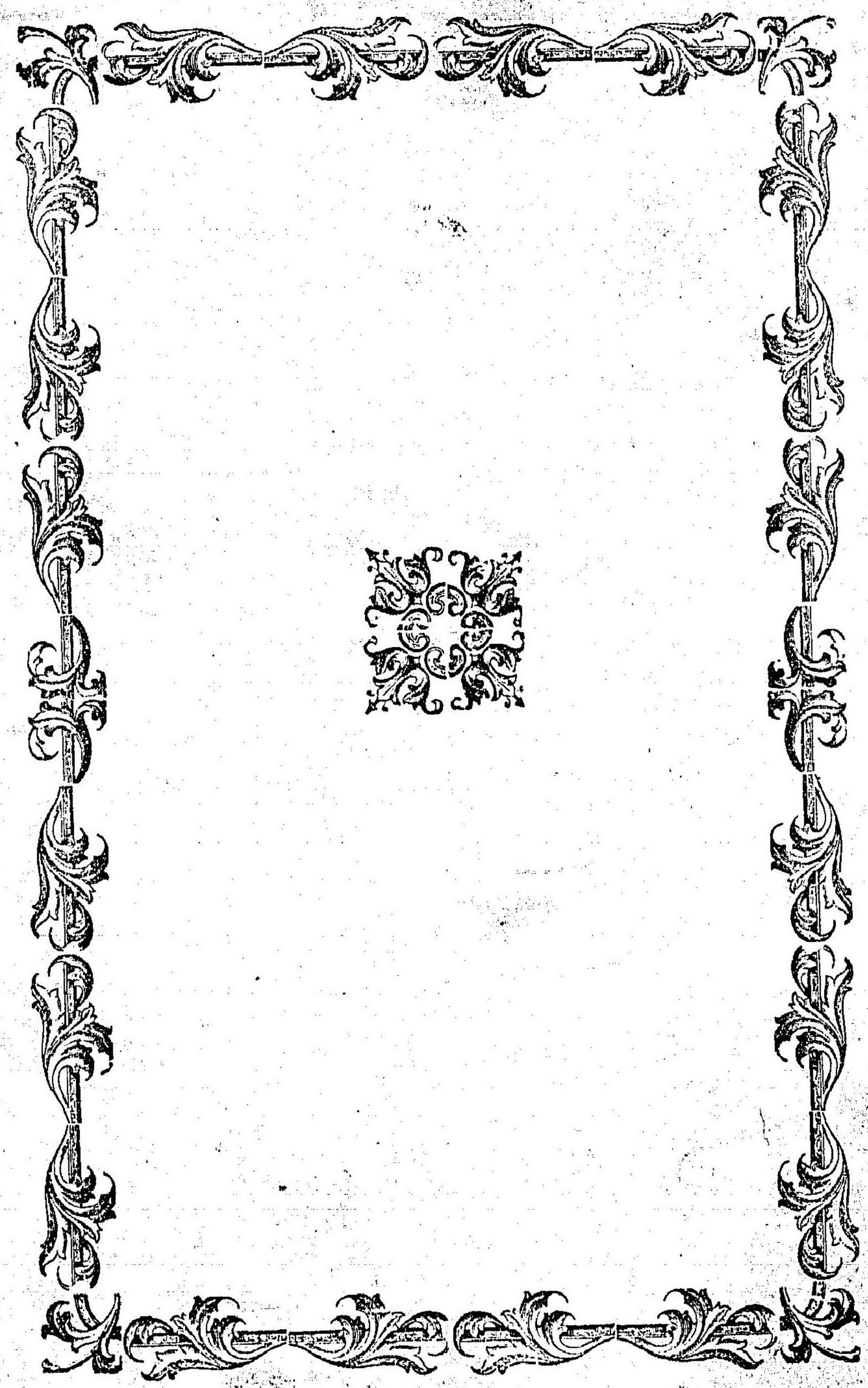
同同

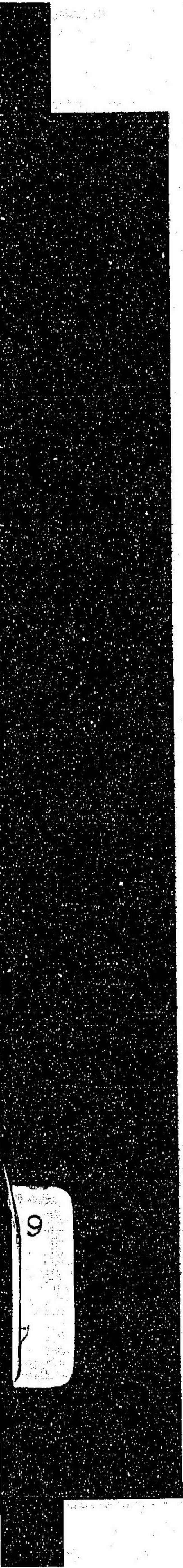
協和堂

同新田町

荻原磯右衛門

F-80

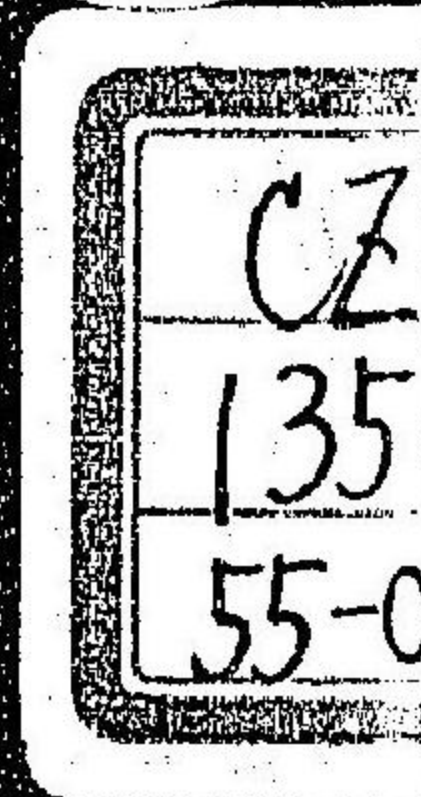




9

古物商取締條例並細則

国立国会図書館



033622-000-9

CZ-1351-55-03

古物商取締條例並細則

岡本 孝平 / 編

M17

BBK-0465

